

決 議

(平成21年5月19日 於 通常総会)

社団法人日本産業機械工業会

わが国経済は、昨秋のリーマン・ショック以降に世界経済が急減速する中で、過去に例のないスピードで悪化しており、景気の底入れが未だ見えない状況にある。

我々産業機械業界の受注も、平成20年度上半期に歴代2位の受注金額を記録したものの、年度下半期から国内・海外とも目を追う毎に厳しさを増し、通年では対前年度16.0%減の5兆6,200億円と4年ぶりに6兆円を下回るなど、急速に悪化した。

こうした厳しい経済状況の下、産業機械業界のみならずわが国製造業は危機的とも言える状況にあり、産業基盤の整備に影響が出ようとしている。このような状況を脱するには、景気回復のための抜本的な経済対策を講じることが重要であり、環境保全や防災等の社会インフラ整備を中心とした公共投資の拡充・前倒し施行など、雇用創出にも有効なプロジェクトを強力に推進する必要がある。

同時に、不況脱却後の新たな経済成長の実現に向け、中・長期的な戦略ビジョンを作成していくことが重要であり、未来を築いていく新たな成長分野の創設に向け、わが国は一丸となって積極的に取り組んでいく必要がある。特に、わが国が世界に誇る新エネ・省エネ・環境分野は、世界規模で革命的な変化が起きつつある中、大きな成長余地を秘めると考えられる。これらの分野をわが国経済の新しい成長力とするため、我々産業界は、ものづくり力と環境力の源である「技術力」を更に高め、競争力をより強化していく必要がある。

また、このオールジャパンの技術を更に発展させることが、わが国の環境と経済を両立させる社会をいち早く実現することに繋がり、世界市場において一段の競争優位を獲得することが出来ると共に、日本発の環境イノベーションの普及・促進が、地球規模での低炭素社会の実現に貢献できると考えられる。

我々産業機械業界は、わが国製造業の「ものづくり力」を一層強固なものとするため、高品質で信頼のおける製品と高い技術力を提供し、わが国産業の競争力強化に貢献する必要がある。同時に、地球環境という大きなテーマに貢献するための先進技術や製品を供給し、環境に優しい経済社会の実現に向け大きな役割を、引き続き担っていかなければならない。

よって、政策当局に対し、わが国産業の発展と環境保全の推進を両立させながら景気回復を実現するための諸施策について以下の通り要望するとともに、業界の決意を表明する。

I. 政策当局への要望

1. 景気回復に向けての経済対策

- (1) わが国景気の浮揚を図る上で公共投資の戦略的な展開は極めて重要である。特に、循環型社会の構築や防災等の公共投資の拡充・前倒し執行により、雇用や需要の維持・創出に努めるとともに、将来の安定した成長に欠くことの出来ない安全で安心な社会の構築を目指すこと。
- (2) 低炭素社会の構築は、わが国のみならず世界経済の成長力強化には避けて通ることが出来ない課題であり、世界に誇る新エネ・省エネ・環境保全の技術を有するわが国にとって大きなチャンスでもある。わが国が世界の最先端の地位を確保していくため、研究開発や普及に関する支援制度を一層充実させること。
- (3) 政府による緊急保証制度及び政府系金融機関の貸付制度等については、今後もその規模や対象業種の拡大等を行い、企業の事業継続支援を続けること。特に、わが国の技術力の基盤である優良な中小製造業等へのセーフティネットの拡充に努めること。
- (4) 都市部と地方の経済格差は益々広がっているが、わが国の経済成長の維持・持続には広範囲な地域での成長が重要である。工場誘致や税制優遇等、地域経済の活性化に向けた省庁横断的な施策を一層充実すること。

2. 製造業の競争力強化に向けた施策

- (1) わが国が競争力と成長力を強化していくためには、製造業の技術力と生産性を更に高めていく必要がある。そのため、企業の設備投資や研究開発投資を促進させる税制優遇措置や補助金・補助事業等の施策を一層充実させること。
- (2) 新事業・新産業創出のベースのひとつとなる産官学連携による技術・研究開発の推進や、企業や産業の枠を超えた研究交流の実行、次代を担う企業の若手研究者への支援制度の拡充など、企業によるイノベーションを加速させる各種施策を一層充実させること。
- (3) 貿易立国であるわが国が安定した経済成長を持続するには、製造業の人材力の強化が重要である。政府と産業界が協力して、人材供給・人材育成の体制を更に強化するとともに、「ものづくり」を支える技術系、理工系人材の育成・確保等を総合的に進めること。
- (4) 資源・エネルギー等の原材料の需給逼迫とそれに伴う急激な高騰は、資源乏しいわが国の製造業に大きな影響を及ぼす。原材料供給の円滑化に向け各種施策を戦略的に推進すること。また、レアメタル等の安定供給確保に向け、資源の確保、代替製品の開発、備蓄等といった多面的かつ総合的な取組を推進すること。

- (5) わが国の法人税の実効税率は海外に比べ高い水準であり、企業の社会保険料負担も重い。企業活力の活性化の観点から引き下げを図るべきである。

3. 地球温暖化、環境保全及び安全管理の促進に資する施策

- (1) 産業機械業界は、自らの生産設備や供給する製品などの省エネ対策に鋭意努力している。京都議定書の目標達成に向け、日本全体の取組を更に加速させるため、一般消費者の意識改革や新エネ・省エネ機器導入促進に向けた制度の充実、新エネ・省エネ機器供給者へのインセンティブの付与など、総合的かつ戦略的に各種施策を実行すること。なお、炭素税等の環境税導入には改めて反対する。
- (2) 産官学が協力し、産業機械を始めとする生産設備に関する省エネの評価方法を構築し、一定の水準を満たした設備等の導入に積極的に取り組む企業への支援措置等を充実させるなど、省エネ型生産設備の導入を強力に推進すること。
- (3) 化学物質排出抑制や資源循環等、環境保全に対する税制優遇措置等の企業経営にメリットが出やすい制度の構築は、企業負担を軽減させ、環境コスト増大を要因とした生産現場の海外移転等の防止にも繋がる重要な施策であり、より一層充実させること。また、リサイクル事業や関連製品の生産についてのインセンティブ付与や政府調達の優先等の適用範囲を拡大させ、地球環境に優しい製品の普及・促進に努めること。
- (4) 安全・安心社会の実現に向け安全な機械を普及させるために、機械安全の国際標準の策定作業を推進するとともに、機械安全標準の普及に努めること。また、安全強化に寄与する各種投資には税制上優遇措置等の支援策を講じること。

4. 海外事業活動の促進・支援に関する施策

- (1) 中国や新興国への技術流出・模倣品問題は益々大きくなっている。知的財産保護に関する情報提供や紛争処理における支援をより強化し、当該国との協議を進めること。
- (2) アジア諸国を始めとする世界経済の活力をわが国の経済成長に繋げるため、EPA・FTA 締結を一層加速させること。また、企業の海外事業活動が益々拡大する中、安定した貿易の推進のため、為替相場の安定化に努めること。
- (3) 租税条約の締結国の拡大に努めるとともに、輸入国側による高関税や数量制限、或いは特殊な規格への適合要求といった非関税障壁の撤廃に向け早急に対処すること。

Ⅱ. 当業界のなすべき事項（決意）

1. 産業競争力強化に資する基盤整備と企業の活性化

- (1) 「ものづくり力」の強化、革新的技術・製品の開発により、わが国製造業の競争力の更なる強化に貢献すると共に、付加価値の向上を図る。
- (2) 新エネ・省エネ・環境保全技術・製品の水準向上等、地球環境分野での貢献を含め、新規成長分野の開拓と海外戦略の強化に努める。
- (3) 知的財産の戦略的取得・管理をより一層推進し、海外での特許取得の拡大等の特許戦略の強化に努める。
- (4) 顧客、投資家、従業員及び社会からの期待に応え、産業界の一員として法令の遵守を含めた社会的責任を果たしていく。
- (5) 産業振興に寄与する対策を検討し、取りまとめた上で政策当局に提言していく。

2. 国際協力・国際交流の推進

- (1) アジア諸国における環境保全に貢献するため、現地メーカーや団体等と環境保全に関する技術交流、啓発・普及活動を推進する。
- (2) 海外駐在員等を通じて、海外市場に関しての的確な情報把握に努める。
- (3) 海外の産業機械業界との協調関係をより強化する。

3. 環境問題への対応

- (1) 「産業機械工業の環境自主行動計画」に掲げる目標達成に向け、対応策を着実に実行する。
- (2) 揮発性有機化合物（VOC）の使用削減のため、大気排出実績等の調査研究を進める。
- (3) 地球温暖化問題の解決、廃棄物の排出削減、再利用、再資源化のための革新的技術の開発に努め、そのPR・普及のための各種活動を推進する。
- (4) 「産業機械工業の環境に関するグランドデザイン」に沿った活動の一環として「環境活動報告書」の内容の充実を図る。

4. その他

- (1) 経済対策、税務問題、労務問題、法務問題等を検討し、業界の発展に資する意見を取りまとめる。
- (2) 従業員、企業、業界の組織的努力により安全意識を更に向上させ、産業事故を未然に防止し、職場のゼロ災害達成を目指す。